

番 号 : 19a00503

国 名 : 南スーダン

担当部署 : 産業開発・公共政策部 ガバナンスグループ 法・司法チーム

件 名 : 南スーダンガバナンスセクター情報収集・確認調査(ガバナンスセクター分析)

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務 : ガバナンスセクター分析

(2) 格 付 : 3号

(3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間 : 2019年10月下旬から2020年2月下旬まで

(2) 業務M/M : 国内 1.00 M/M、現地 1.67 M/M、合計 2.67 M/M

(3) 業務日数 : 準備期間5日/第一回現地業務期間13日/第一回国内作業期間5日/第二回国内作業期間3日/第二回現地業務期間37日/整理期間7日

※本業務においては基本的に2回の渡航により現地業務を実施することを想定しております。また具体的な調査業務日程の提案が可能です。(ただし、現地業務期間は10. 特記事項に記載の期間から大きく変更となることは想定していません。) 現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数 1部

(2) 見積書提出部数 : 1部

(3) 提出期限 : 2019年10月2日(12時まで)

(4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf) をご覧ください。

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いた

だいても受領致しかねます。ご留意ください。

(5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019 年 10 月 15 日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等

- ①業務実施の基本方針 24 点
- ②業務実施上のバックアップ体制等 6 点

(2) 業務従事予定者の経験能力等

- ①類似業務の経験 35 点
- ②対象国又は同類似地域での業務経験 7 点
- ③語学力 14 点
- ④その他学位、資格等 14 点

(計 100 点)

類似業務：	ガバナンス分野に係る各種調査
対象国／類似地域：	南スーダン／全途上国
語学の種類：	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱（入国に際してイエローカード(黄熱病予防接種証明書)が必要な場合があります)

6. 業務の背景

南スーダンは、2005 年の南北スーダン包括和平合意（Comprehensive Peace Agreement：CPA）を経て 2011 年 7 月に独立したが、長期にわたる内戦の影響から、新国家の運営を担う政府機構や諸制度の整備が不十分であり、国家の中核を担う人材も十分ではない。こうした課題に対処すべく、国際社会の支援を得ながら国家建設を進めてきた。

しかしながら、南スーダンでは独立後も政府・反政府間の衝突が繰り返されており、2013 年 12 月には大統領派と副大統領派の対立を背景とした政府・反政府間の武力衝突が発生し、政府間開発機構（Inter Governmental Authority on Development：IGAD）等の仲裁にて 2015 年 8 月に「南スーダンにおける衝突の解決に関する合意」が締結された。しかしながら、2016 年 7 月には再び大統領派と副大統領派の衝突が発生し、再び IGAD 等による調整が行われた結果、

2018年9月には「南スーダンにおける衝突の解決に関する再活性化された合意」が締結された。現在、同合意に基づいて和平プロセスが進行しつつあるものの、当初予定されていた2019年5月における新国民統一暫定政府の樹立は6か月延長されることとなり、かつ、同延長期間についてもさらに延長となる可能性もある。他方、暫定政府の樹立後には、独立後、初となる総選挙が予定されており、憲法の制定、諸国家制度の整備等が順次行われることとなる。

こうしたプロセスを着実に進展させていく上で、南スーダン政府のガバナンスの改善を図ることが極めて重要である。国の安定・発展の実現に向けて、その国の資源を効率的に、また国民の意思を反映できる形で、動員し、配分・管理するための政府の機構制度、政府・市民社会・民間部門間の協働関係や意思決定のあり方など、制度全体の構築や運営の形であるガバナンスは、開発や援助により「誰一人取り残さない」形で、広く国民全体がその恩恵を受けるために重要な基盤である。

JICAは、南スーダン独立前の2010年11月、「南部スーダン行政能力強化に係る基礎情報収集・確認調査」を実施した。同調査結果を踏まえ、国内統合や民主化に資するメディアセクターでの支援として、JICAは技術協力プロジェクト「南スーダン放送局組織能力強化プロジェクト」（2012年12月～2019年3月）を実施した。同プロジェクトにより、プロジェクト開始当初は国営放送であった「南スーダンTV・ラジオ」の公共放送局化及びそれに伴って必要となる同局職員らの番組制作能力・報道能力等の向上に貢献した。また、南スーダン政府の税収の確保から重要となる税関の能力強化にかかる支援として個別専門家「南スーダン政府能力強化」（2011年1月～2013年3月）及び技術協力プロジェクト「HSコード導入による税関能力強化プロジェクト」（2016年6月～2019年6月）を実施してきた。同支援では、基礎的な税関行政の能力向上や、国際的な分類基準であるHSコードの導入に向けた支援を実施してきた。

上述の通り、およそ10年前に実施した前回の基礎情報収集・確認調査以降、政府・反政府勢力間の衝突が繰り返される等、同国の情勢は極めて流動的に変化してきた。信頼される政府の構築及び紛争が発生・再発しにくい強靱な社会づくりを目指したガバナンス支援の重要性は揺るがないものの、JICAとして同国のガバナンスセクターにおける今後の協力の方向性を検討するにあたり、改めて現地情勢やニーズの変化を把握することが必要となっている。また、前回の基礎情報収集・確認調査を実施してから10年の間に、多くの欧米ドナーが中央政府への関与から撤退した結果、ガバナンスの脆弱化が進んでおり、国際社会からの信頼回復への配慮や、ドナー不在の中で最低限の政府機能を維持していくための協力対象分野及びその優先度を検討する必要がある。したがって、暫定政権樹立やその後に予定されている総選挙も見据えた南スーダンの国造り・平和の定着

支援として、ガバナンスセクターにおける支援方針を検討し、また具体的な案件形成を見据えて、必要な基礎情報を収集・分析するための調査を今般実施する。なお、JICA は 2019 年 1 月より南スーダンに対する「平和構築アセスメント (Peacebuilding Needs Assessment : PNA)」を実施中である。今般の調査においては、同アセスメントにおける和平プロセスの進展状況に係る分析や紛争要因分析を参照しつつ、ガバナンスセクターにおける具体的なニーズや協力の方向性を特定することを目指す。

7. 業務の内容

本業務従事者は、調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、ローカルコンサルタントが集めた情報を取りまとめ、分析し、担当分野に関し必要な以下の調査を行う。機構職員等は、本業務従事者及びローカルコンサルタントが収集・分析した情報をもとに、追加的な調査を行う。また、本業務従事者は、他の調査団員により収集された情報を取りまとめ、情報収集・確認調査報告書（第一案及び第二案）作成について支援を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2019 年 10 月下旬)

- ① 既存の JICA 報告書「南部スーダン行政能力強化に係る基礎情報収集・確認調査」(2010 年) や他ドナー報告書、学術論文等を参照し、南スーダンにおけるガバナンス分野 (メディア、選挙、警察、法・司法分野、地方行政、公共財政) の現状・課題と要因、政策課題のデータを整理する。
- ② 全体の調査期間を通じた調査全体の方針と第一回現地業務期間における調査項目等を検討したうえで、第一次調査計画書 (和文) を策定し、JICA へ提出する。必要に応じ、南スーダン側関係機関等に対する質問票 (案) (英文) を作成する。
- ③ 情報収集・確認調査報告書 (第一案) の目次案を検討し、JICA へ提出する。
- ④ 対処方針会議等に参加する。

(2) 第一回現地派遣期間 (2019 年 10 月下旬～11 月上旬)

- ① 本業務従事者は当機構調査団員と共に現地入りし、ローカルコンサルタント等が収集した情報をもとに、総括等と協議・調整しつつ、調査を行う。
- ② 南スーダン側関係機関等から事前に配布した質問票を回収・整理すると

ともに、ヒアリング等を行い、情報・データの収集・整理を行う。

- ③ 収集した情報・データを分析し、現地調査結果の概要についてまとめる。
具体的には以下のとおり。

ア) メディア、選挙、法・司法セクターにおける政策・戦略・プログラム等

イ) 法令（いわゆる六法を想定）の現状

ウ) メディア、選挙、法・司法セクターにおける政府機関及び関係機関の体制（組織・予算・人員等）

エ) メディア、選挙、法・司法セクターの課題、ステークホルダーの動向、今後の見通し

オ) メディア、選挙、法・司法セクターの事業実施上の留意点

- ④ 他の調査団員が行う情報収集・確認調査（内容以下のとおり）において、共に検討する。

ア) ニーズ分析

イ) 今後のガバナンスセクターにおける対南スーダン協力の方向性

ウ) 協力プログラム・プロジェクト案

エ) 有用な情報源のリストの取りまとめ

（3）第一回国内作業期間（2019年11月中旬頃）

- ① 収集資料を整理・分析し、帰国報告会、国内打ち合わせに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② 情報収集・確認調査報告書（第一案）作成に協力する。

（4）第二回国内作業期間（2020年1月上旬頃）

- ① 第二回現地派遣期間の調査方針の検討を支援する。
- ② 報告書（第一案）のうち、特に修正を見直す箇所を整理する。また、第一回現地派遣期間に調査した項目に関し、追加的に現地調査で入手・検討すべき情報を整理し、必要に応じ、南スーダン側関係機関等に対する質問票（案）（英文）を作成する。
- ③ 対処方針会議等に参加する。

（5）第二回現地派遣期間（2020年1月中旬頃～2月中旬頃）（注：暫定政権樹立時期により変更があり得る）

- ① 総括等と協議・調整しつつ、上記（4）②の調査方針に従い調査を行う。
また、JICA南スーダン事務所等との打合せに参加し、適宜、同事務所に対し調査の進捗報告を行う。
- ② 南スーダン側関係機関等から事前に配布した質問票を回収・整理すると

ともに、ヒアリング等を行い、情報・データの収集・整理を行う。

- ③ (2) ③記載の情報に加えて、警察、地方行政、公共財政管理に関する情報収集を行い、データを分析し、現地調査結果の概要についてまとめる。追加的に調査する項目は具体的には以下の通り。

ア) 警察、地方行政、公共財政管理分野における政策・戦略・プログラム等

イ) 警察、地方行政、公共財政管理分野の政府機関及び関係機関の組織・予算・人員・制度等

ウ) 警察、地方行政、公共財政管理分野の課題、ステークホルダーの動向、今後の見通し

エ) 警察、地方行政、公共財政管理分野の事業実施上の留意点

- (6) 帰国後整理期間 (2020年2月中旬～下旬)

- ① 帰国報告会、国内打ち合わせに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② 他の調査団員の報告を含めた情報収集・確認調査報告書 (第二案) の作成を取りまとめる。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり (全て2020年2月20日までに電子データで提出することとする)。

- 1) 情報収集・確認調査報告書 (第一案) (7.(3)の担当項目に該当する部分) (和文)
- 2) 情報収集・確認調査報告書 (第二案) (7.(6)の担当項目に該当する部分) (和文)
- 3) 面談記録 (面談終了後速やかに和文で面談記録を作成し、JICA 産業開発・公共政策部及び JICA 南スーダン事務所に提出する)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます (見積書に計上してください)。なお、南スーダンにおける宿泊料特設価格は1泊 13,900円となります (JICA が

宿舎を提供します)。特別単価の渡切となり、事後精算は不可です。

航空経路は、成田/羽田⇄アディスアベバ⇄ジュバ、成田/羽田⇄アブダビ⇄エンテベまたはナイロビ⇄ジュバ、成田/羽田⇄ドーハ⇄エンテベまたはナイロビ⇄ジュバ、成田/羽田⇄ドバイ⇄エンテベまたはナイロビ⇄ジュバを標準とします。

(2) 戦争特約保険料

災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契約における災害補償保険（戦争特約）について」

(<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>)

を参照願います。

(3) 一般管理費等率

本案件は、安全面で十分安定しているとはいえない地域において、通常とは異なる環境下における特殊な業務が必要とされます。このため、一般管理費等率の10%を上限として加算して一般管理費等を計上することができるものとしてします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

第一回現地派遣期間は2019年10月27日～11月8日頃（移動日を含む）を予定し、第二回現地派遣期間は2020年1月中旬～2月中旬頃（未定）を予定しています。第一回現地派遣期間においては、当機構の本邦からの調査団員は本業務従事者と同時に現地調査を開始・終了します。第二回現地派遣期間においては、当機構の本邦からの調査団員は本業務従事者よりもより数週間遅れて現地調査を開始し、本業務従事者よりも数週間早くに調査を終了する予定です。なお、現地調査日程は現地事務所との調整により変更の可能性があります。

② 国内での業務体制

要すれば、プロポーザルにてインタビューすべき南スーダン情勢の研究者・有識者を提案ください。なお、国内出張に伴う旅費（航空賃含む）は、「国内業務費」の「諸雑費」として下さい。

③ 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

第一回現地派遣期間：

1. 総括／法・司法（JICA）
2. メディア支援（JICA）
3. 選挙（JICA）
4. 協力企画1（JICA）
5. 協力企画2（JICA）

6. ガバナンスセクター分析（本邦コンサルタント（業務実施単独型）1名

第二回目現地派遣期間：

1. 総括／法・司法（JICA）
2. メディア支援（JICA）
3. 選挙（JICA）
4. 警察（JICA）
5. 地方行政（JICA）
6. 協力企画1（JICA）
7. 協力企画2（JICA）
8. ガバナンスセクター分析（本邦コンサルタント（業務実施単独型）1名
※なお、別途、本邦コンサルタント（他ドナー協力分析及びメディアセクター分析 各1名）が参团する可能性があります。

④ 便宜供与内容

JICA 事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

当機構借上げ宿舎を南スーダン事務所ですべて予約手配します。宿泊費の精算は本業務従事者が現地で行います。

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両（防弾車）の提供（機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります）

エ) 通訳備上

なし（必要に応じ、JICA 南スーダン事務所ナショナルスタッフ或いは、現地調査アシスタントが支援します。）

オ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のアポイント取得

カ) 執務スペースの提供

あり

キ) その他

南スーダン事務所にてローカルコンサルタントを雇用し、事前情報収集等を行うことを想定しています。本業務従事者も現地調査期間には、総括等と相談の上で、同ローカルコンサルタントと連携して調査頂くことが可能です。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 産業開発・公共政策部ガバナンスグループ法・司法チーム (TEL:03-5226-6917) にて配布します。

南部スーダン行政能力強化に係る基礎情報収集・確認調査

平和構築アセスメントマニュアル (紛争予防配慮・平和の促進ハンドブックーPNA の実践ー)

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料:「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール:

・タイトル:「配布依頼:情報セキュリティ関連資料」

・本文:以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 安全配慮事項

南スーダンにおける行動については、安全管理の観点から以下に示す JICA の安全管理基準を厳守願います。なお、同安全管理基準は随時変更があるため、変更の結果、業務実施に制約が発生し追加経費が必要となった場合、もしくは、安全管理基準の変更が無くても、業務実施過程で安全対策として必要な経費が発生することが明らかになった場合、随時協議の上、必要に応じてこれを認めます。

ア) 現在、南スーダンにおいて渡航が認められている地域はジュバ市のみであり、ジュバ市以外への移動は不可とする。

イ) ジュバ滞在に際し、事前に必要な書類 (安全管理情報シート、緊急連絡先届) を JICA 南スーダン事務所へ提出する。

ウ) ジュバ到着後、JICA 南スーダン事務所より安全管理ブリーフィングを受ける。また、南スーダンでの活動期間中は JICA 事務所及び安全対策アドバイザーの指示を厳守する。

- エ) 原則として、19:00～7:00 を外出禁止とする。外出禁止時間は国連の外出時間等を参考に、現地の状況を踏まえ変更する。
 - オ) 移動にあたっては、移動にあたっては、ID カードまたは（有効な南スーダン査証を付した）カードまたは（有効な南スーダン査証を付した）旅券（写）を所持する。
 - カ) 車両は JICA 事務所が配備する防弾車を使用する。一定の適当なスピードを保ち、警察官等に止められた場合には指示に従う。また必ずドアをロックする。
 - キ) 写真撮影は原則控え、現地当局から許可を得た場合のみ可とする。
 - ク) クレジットカードやデビットカードは使用できないため、必要な支払い及び現地通貨への換金には米ドル（及び現地通貨への換金には米ドル（2006 年以降に発行された紙幣））を用いる。
- ③ 不正腐敗の防止
- 本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上